

平成30年 住宅・土地統計調査結果

＝岐阜県環境生活部統計課＝

【調査の概要】

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査）であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施した。

3 調査の時期

平成30年10月1日午前零時現在

4 調査の対象

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯、約370万住戸・世帯（岐阜県、約6万住戸・世帯）を対象とした。

5 抽出方法

平成27年国勢調査の調査区から、市区町村の人口規模別に調査区抽出率を設定し、約22万調査単位区（岐阜県、3814調査単位区）を抽出した。

6 調査事項

世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

[調査票甲・乙] （注）＜乙＞は調査票乙のみの調査事項

- | | |
|------------------|----------------------------|
| (1) 世帯に関する事項 | (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項 |
| ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名 | ア 従業上の地位 |
| イ 種類 | イ 通勤時間 |
| ウ 構成 | ウ 子の住んでいる場所 |
| エ 年間収入 | エ 現住居に入居した時期 |
| | オ 前住居に関する事項 |

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (3) 住宅に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 居住室の数及び広さ イ 所有関係に関する事項 ウ 現住居の名義<乙> エ 家賃又は間代等に関する事項 オ 床面積 カ 建築時期 キ 設備に関する事項 ク 住宅の建て替え等に関する事項 ケ 増改築及び改修工事に関する事項 コ 耐震に関する事項 (4) 現住居の敷地に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 敷地の所有関係に関する事項 イ 所有地の名義<乙> ウ 敷地面積 エ 取得方法・取得時期等 | <ul style="list-style-type: none"> (5) 現住居以外の住宅に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 所有関係に関する事項 イ 利用に関する事項 ウ 所在地<乙> エ 建て方<乙> オ 取得方法<乙> カ 建築時期<乙> キ 居住世帯のない期間<乙> (6) 現住居以外の土地に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 所有関係に関する事項 イ 利用に関する事項<乙> ウ 所在地<乙> エ 面積に関する事項<乙> オ 取得方法<乙> カ 取得時期<乙> |
|---|--|

[建物調査票]

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯の存在しない住宅の種別 イ 種類 (2) 建物に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 建て方 イ 構造 | <ul style="list-style-type: none"> ウ 腐朽・破損の有無 エ 建物全体の階数 オ 敷地に接している道路の幅員 カ 建物内総住宅数 キ 設備に関する事項 |
|--|---|

7 調査の方法

調査は、総務大臣－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査世帯の流れにより実施した。都道府県知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配布し、回答はインターネットによる回答、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかによるものとした。また、調査票は調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布した。調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で6対1となるように行った。

8 調査結果の利用上の注意

- (1) 表題に使用されている<乙>印は調査票乙のみを用いて集計した統計表である。
- (2) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
 - ・ 全国及び都道府県は、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章。
 - ・ 市区町村は、1位を四捨五入して10位までを有効数字として表章。
 - ・ <乙>は、100位を四捨五入して1000位までを有効数字として表章。
- (3) 統計表の数値は、総数に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- (4) 本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいる。
- (5) 市区町村の結果については、市、区及び人口1万5千人以上の町村を表章の対象とした。